

## 第2回大空町農業委員会総会議事録

令和5年7月26日 第2回大空町農業委員会総会は、大空町役場3階1号会議室に招集された。

### 1. 委員の出欠状況

#### (1) 出席者

1番 斎藤宏幸	2番 上田英樹	3番 渡辺誠
4番 古田牧子	5番 児山高	6番 渡邊恵二
8番 福田英信	9番 福田重幸	11番 増子昭雄
12番 真鍋剛	13番 佐々木経一	14番 森英章
15番 仲西政克	18番 追分敏行	19番 岡本シゲ子
20番 遠藤哲也	22番 先崎教之	24番 石田正俊

#### (2) 欠席者

7番 小川一浩	10番 佐久間仁	16番 高橋敬義
17番 小里昭博	21番 佐野一義	23番 丹羽真治

### 2. 職員等の出欠状況

事務局長 石川大樹	主査 戸井裕之	主事 仙石陸
-----------	---------	--------

第2回大空町農業委員会総会議事録

午後3時00分

石川局長	<p>ご案内の時間がまいりましたので、ただ今から大空町農業委員会第2回総会をはじめたいと思います。</p> <p>それでは会議日程2に基づきまして、大空町農業委員会憲章を朗読いたします。</p> <p>前文から朗読いたしますので、皆様よろしくお願い申し上げます。</p> <p>(農業委員憲章朗読)</p>
石川局長	<p>次に、石田会長よりご挨拶申し上げます。</p>
石田会長	<p>皆様こんにちは。</p> <p>本日は、委員の皆様におかれましてはお暑い中、また、麦刈りの最中の大変お忙しい中での第2回農業委員会総会に出席、誠にありがとうございます。</p> <p>さて、本年は、麦刈りが早くなるとは思っていましたが、思っていた以上に早く始まってしまい、急遽パークゴルフの延期等、ドタバタとしてしまった事を最初にお詫び申し上げます。また、一昨日の雨により一時刈り取りが中断していたところではありますが、天気も回復しまして、麦の刈り取りも順調に進んでいるものと思います。予報によりますと29日までは晴れですので、穂発芽なども起こさず麦刈りも終了するのではないかと考えております。麦刈りも終盤を迎えておりますが、暑い中ですので、熱中症、事故、怪我のないよう作業が終了しますことをご祈念申し上げ、総会前の挨拶といたします。</p> <p>この際、活動状況報告を行います。</p> <p>事務局長。</p>
石川局長	<p>6月23日開催の第36回総会後の活動状況報告を、お手元に配付の資料により説明いたします。</p> <p>(活動状況報告説明)</p>
石田会長	<p>ただ今より第2回農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>(午後3時05分)</p> <p>ただちに本日の会議を開きます。</p> <p>諸般の報告をいたさせます。</p> <p>事務局長。</p>

石川局長	<p>ただいまの出席委員は、18名であります。</p> <p>小川委員、佐久間委員、高橋委員、佐野委員、小里委員、丹羽委員から欠席の旨の連絡がありました。</p> <p>「大空町農業委員会会議規則第7条」の規定による在任する委員の過半数が出席していますので総会は成立しております。</p> <p>本総会に提出された案件は、議案第1号から議案第3号までの合計7件であります。</p> <p>以上でございます。</p>
石田会長	<p>議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>議事録署名委員は「会議規則第14条第2項」の規定に基づき議長において、4番古田委員、5番児山委員を指名いたします。</p> <p>議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。</p> <p>所有権移転関係1番について、提案理由の説明を求めます。</p> <p>事務局。</p>
仙石主事	<p>議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請について」次のとおり農地法（昭和27年法律第229号）第5条の規定に基づき農地の転用許可申請があったので、その可否について委員会の意見を求める。令和5年7月26日提出 大空町農業委員会会長 石田正俊。</p> <p><b>【議案第1号所有権移転関係1番朗読】</b></p> <p>この案件につきましては、当該農地に新たに住宅を建設したいとの申請があったもので、現地確認については、第5地区農業委員さんにより7月18日に現地確認を行っております。既存宅地の隣接地であるため、転用はやむを得ないという判断をいただいております。図面につきましては、図面1ページから3ページに掲載をしておりますのでご確認ください。</p> <p>なお、農地法第5条第2項の許可できない項目に該当していないことを確認しておりますので、ご審議願います。</p> <p>以上です。</p>
石田会長	<p>この件について、第5地区委員長より補足説明があればお願いします。</p>
委員長	<p>当案件につきましては、7月18日に第5地区委員及び事務局職員で現地調査を実施しました。結果については、ただ今の事務局の説明</p>

	<p>のとおりであり、転用はやむを得ないものと判断しております。 以上です。</p>
石田会長	<p>これより所有権移転関係 1 番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
石田会長	<p>これにて質疑を終了いたします。 これより議案第 1 号所有権移転関係 1 番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
石田会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に利用権設定関係 1 番について、提案理由の説明を求めます。 事務局。</p>
戸井主査	<p><b>【議案第 1 号利用権設定関係 1 番朗読】</b> この件につきましては、現在の住宅敷地に隣接する当該農地に新たに住宅を建設したいとの申請があったもので、現地確認については、第 2 地区農業委員さんにより 6 月 16 日に現地確認を行っております。既存宅地の隣接地であるため、転用はやむを得ないという判断をいただいております。図面につきましては図面 4 ページから 7 ページに掲載をしておりますのでご確認ください。 なお、農地法第 5 条第 2 項の許可できない項目に該当していないことを確認しておりますので、ご審議願います。 以上です。</p>
石田会長	<p>この件について、第 2 地区委員長より補足説明があればお願いします。</p>
委員長	<p>当案件につきましては、6 月 16 日に第 2 地区委員及び事務局職員で現地調査を実施しました。結果については、ただ今の事務局の説明のとおりであり、転用はやむを得ないものと判断しております。 以上です。</p>
石田会長	<p>これより利用権設定関係 1 番について質疑に入ります。</p>

委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第1号利用権設定関係1番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に議案第2号「農業経営基盤強化促進法第16条の規定による買入協議の要請について」を議題とします。 1番について、提案理由の説明を求めます。 事務局。
戸井主査	議案第2号「農業経営基盤強化促進法第16条の規定による買入協議の要請について」農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第15条第1項及び同条第2項に基づく調整を行った結果、農地保有合理化法人による買入れが必要であると認め、下記のとおり大空町長に対し買入協議の通知をするよう要請することについて審議を求める。令和5年7月26日提出 大空町農業委員会会長 石田正俊。  【議案第2号1番朗読】 この件につきましては、賃貸借農地の売買案件となっております。あっせんの申出を受け、2月10日に第1地区農業委員さんによりあっせん会を行ったところ、農業公社の農地売買支援事業を活用したいとの申し出がありまして、協議したところ、公社への買入協議要請が適当、といたったところであります。 なお、公社買入後の一時貸付予定者につきましては、女満別開陽地区の〇〇氏となっております。図面については、8ページに掲載しておりますのでご参照ください。 以上です。
石田会長	この件について、第1地区委員長より補足説明があればお願いします。
委員長	この案件につきまして、申出のあった農用地の利用調整を図りましたが、協議が整わず、5年間、農地保有合理化法人に保有していただき、その後買い入れすることが適当と判断しました。

	<p>以上です。</p>
石田会長	<p>これより1番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
石田会長	<p>これにて質疑を終了いたします。 これより議案第2号1番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
石田会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に、2番について、提案理由の説明を求めます。 事務局。</p>
戸井主査	<p><b>【議案第2号2番朗読】</b> この件につきましては、賃貸借農地の売買案件となっております。 あっせんの申出を受け、1月18日に第2地区農業委員さんによりあっせん会を行ったところ、農業公社の農地売買支援事業を活用したいとの申し出がありまして、協議したところ、公社への買入協議要請が適当、といたったところであります。 なお、公社買入後の一時貸付予定者につきましては、明生地区の〇〇氏となっております。図面については、9ページに掲載しておりますのでご参照ください。 以上です。</p>
石田会長	<p>この件について、第2地区委員長より補足説明があればお願いします。</p>
委員長	<p>この案件につきまして申出のあった農用地の利用調整を図りましたが、協議が整わず5年間、農地保有合理化法人に保有していただき、その後買い入れすることが適当と判断しました。 以上です。</p>
石田会長	<p>これより2番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>

石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第2号2番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に、3番について、提案理由の説明を求めます。 事務局。
仙石主事	<b>【議案第2号3番朗読】</b> この件につきましては、新規案件となっております。あっせんの申出を受け、7月12日に第5地区農業委員さんによりあっせん会を行ったところ、農業公社の農地売買支援事業を活用したいとの申し出がありまして、協議したところ、公社への買入協議要請が適当、といたったところであります。 なお、公社買入後の一時貸付予定者につきましては、本郷地区の〇〇氏となっております。図面については、10ページに掲載しておりますのでご参照ください。 以上です。
石田会長	この件について、第5地区委員長より補足説明があればお願いします。
委員長	この案件につきまして申出のあった農用地の利用調整を図りましたが、協議が整わず5年間、農地保有合理化法人に保有していただき、その後買い入れすることが適当と判断しました。 以上です。
石田会長	これより3番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第2号3番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)

石田会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。次に議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。所有権移転関係1番について、提案理由の説明を求めます。事務局。</p>
仙石主事	<p>議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、大空町より決定を求められた下記の農用地利用集積計画について、議決を求める。令和5年7月26日提出 大空町農業委員会会長 石田正俊。</p> <p><b>【議案第3号所有権移転関係1番朗読】</b> 1番につきましては、農地保有合理化事業に伴う農業公社との売渡に係る案件となっております。以上です。</p>
石田会長	<p>これより所有権移転関係1番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
石田会長	<p>これにて質疑を終了いたします。これより議案第3号所有権移転関係1番について採決します。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
石田会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。次に、所有権移転関係2番について、提案理由の説明を求めます。事務局。</p>
仙石主事	<p><b>【議案第3号所有権移転関係2番朗読】</b> 2番につきましても、農地保有合理化事業に伴う農業公社との買入に係る案件となっております。6月の総会において買入れ協議の要請について議決をいただいている案件でございます。以上です。</p>
石田会長	<p>これより所有権移転関係2番について質疑に入ります。</p>



委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第3号所有権移転関係2番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に報告第1号「専決事項の報告について」を議題とします。 事務局の説明を求めます。
仙石主事	報告第1号「専決事項の報告について」大空町農業委員会会議規則 (平成20年農業委員会規則第1号)第18条の規定により、会長専 決事項で処理した案件について次のとおり報告する。令和5年7月2 6日提出 大空町農業委員会会長 石田正俊。  【報告第1号朗読】 以上でございます。
石田会長	この件について何かご意見ございませんか。
委員	(なしの声)
石田会長	以上をもちまして、本日の総会に付議された議案はすべて終了いた しました。 これで総会を閉じます。 ご苦労様でした。  (午後3時29分終了)